

第12回 北海道アスベスト対策 自治体セミナー

アスベスト対策に係る 札幌市の取組について

札幌市環境局環境対策課

- 住所 : 札幌市中央区北1条西2丁目市役所本庁舎12階
- 電話 : 011-211-2882
- FAX : 011-218-5108
- E-mail : kankyo_taisaku@city.sapporo.jp

アスベスト対策に係る札幌市の取組について



建築物等の解体等工事

レベル 1 建材あり

レベル 2 建材あり

レベル 3 建材あり

アスベストなし

■ 特定粉じん排出等作業実施届出書の審査

■ 札幌市条例による規制
・ 規制基準の追加
・ 作業完了の届出 など

■ 養生検査

■ アスベスト飛散防止パトロール
(令和3年4月から開始)

■ 建設リサイクル法の届出書の確認 (都市局建築安全推進課)

- 札幌市条例※による規制
- アスベスト飛散防止パトロール
- 事例紹介

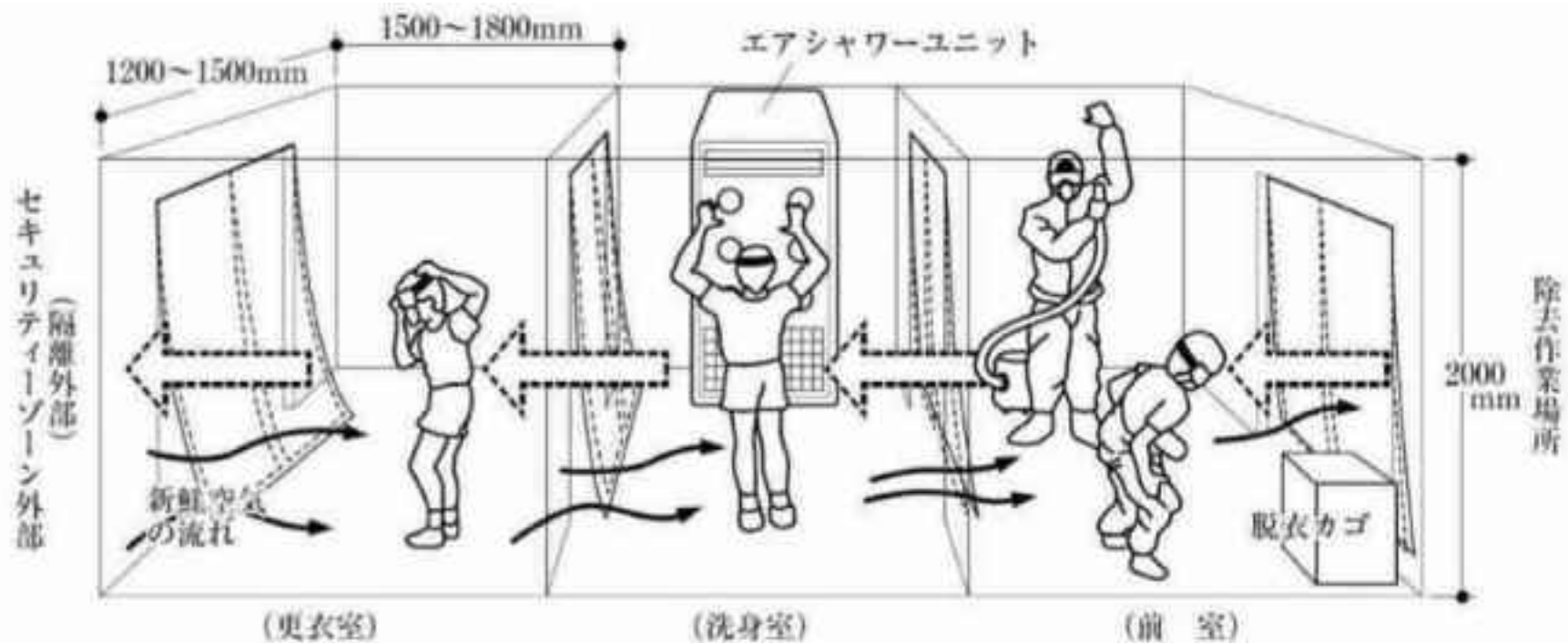
札幌市条例による規制

- 作業基準（条例第51条）
- 発注者への説明事項（条例第52条）
- 作業実施の届出事項（条例第53条）
- 作業完了の届出（条例第54条）
- 計画変更命令（条例第55条）
- 作業基準適合命令（条例第56条）
- 発注者の配慮（条例第57条）
- 報告の徴収（条例第125条）
- 立入検査等（条例第126条）
- 罰則（条例第129条、第131条）

作業基準の追加（レベル1～2 建材に係る作業）

■ セキュリティゾーンの設置

- 作業場の出入口に3室構造のセキュリティゾーンを設置する。
- 作業場と同様、プラスチックシートと接着テープで養生する。



建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル（令和3年3月環境省等）より

■ 特定粉じん濃度測定

- 除去作業中、除去作業後に特定粉じん濃度測定を行い、作業場からアスベストが飛散していないか確認する。
- 漏えい監視の目安をアスベスト繊維濃度 1 本/Lとしている。
（定量下限値は0.5本/L以下）



作業基準の追加（レベル1～2 建材に係る作業）



	測定地点	測定時期
①	集じん・排気装置の排気口	除去作業中（作業開始初日）
②	セキュリティゾーンの更衣室の出入口	
③	作業場の直近の外周	
④	作業場内	除去作業後（隔離養生の撤去前）

作業基準の追加（レベル1～2 建材に係る作業）

■ 特定粉じん等の処理

- 廃石綿等は、粉じん飛散抑制剤等により湿潤化する。
- 専用の厚さ0.15mmのプラスチック袋等に二重梱包する。
- 袋内の空気を十分に抜き、内袋を真空掃除機で清掃する。
- 収集運搬時に他の廃棄物と混載しない。 など



建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル（令和3年3月環境省等）より

作業基準の追加（レベル1～2 建材に係る作業）

「特定粉じん排出等作業実施届出書」の審査時に
札幌市条例の規定に沿った計画になっているか確認します。



作業完了の届出（レベル1～2 建材に係る作業）

■ 特定粉じん排出等作業完了届

- 作業完了後60日以内に作業状況の記録を提出する。

● 特定粉じん排出等作業完了届

+ 添付書類

- 作業状況の写真
- 特定粉じん濃度測定結果
- 産業廃棄物管理票の写し
- 山口処理場への搬入時の計量伝票
- 使用資機材の数量の一覧

札幌市条例による規制

札幌市特定粉じん排出等作業における
アスベスト飛散防止対策マニュアル
(事業者向け)



令和3年(2021年)4月
札幌市環境局



本マニュアルは以下の札幌市ホームページからダウンロードできます。
https://www.city.sapporo.jp/kankyo/taiki_osen/kisei/asbesto/syori.html

大気汚染防止法や札幌市条例
の詳しい解説は



このマニュアルをご確認ください。

以下の札幌市ホームページからダウンロードできます。



建築物等の解体等工事に係るアスベスト飛散防止対策

https://www.city.sapporo.jp/kankyo/taiki_osen/kisei/asbesto/syori.html

- 札幌市条例※による規制
- アスベスト飛散防止パトロール
- 事例紹介

建設リサイクル法の届出書が提出された工事から選定※

※令和4年4月からは大気汚染防止法の事前調査結果の報告制度で報告があった工事からも選定する予定

■ 通常パトロール

- ・ 対 象：立入数の少ない元請業者様の現場
- ・ 事前連絡：事前に元請業者様と立入日の調整をさせていただきます。
- ・ 確認項目：事前調査の方法、建材の除去方法 等

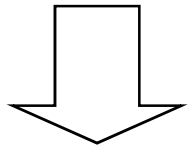
■ 掲示板パトロール

- ・ 対 象：作業中の工事（特段の条件なし）
- ・ 事前連絡：なし
- ・ 確認事項：掲示板の有無と内容、建材の除去方法

アスベスト飛散防止パトロール

■ 通常パトロールの流れ

- ・ 元請業者様と事前に日程調整



- ・ 掲示板を確認



- ・ 建物を内覧しながら事前調査方法の確認



- ・ アスベスト建材の除去方法の確認



- ・ その他事項の確認

写真省略
(当日スライドでは表示します)

アスベスト飛散防止パトロール

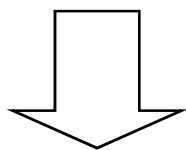
■ 立入時に何を確認しているか（通常パトロールの場合）

No.	確認事項
1	事前調査の結果等が公衆の見やすい場所に掲示されているか。
2	掲示には必要な事項が記載されているか。
3	事前調査が適切に行われているか。
4	事前調査結果が発注者へ書面で説明されているか。
5	事前調査結果の記録が現場に備え置かれているか。
6	作業計画が作成されているか（アスベスト建材がある場合）
7	レベル3建材の作業基準が遵守されるか（アスベスト建材がある場合）

アスベスト飛散防止パトロール

■ 掲示板パトロールの流れ

- ・ 解体工事中の現場を選定



- ・ 掲示板を確認



- ・ アスベスト建材の除去方法の確認

+ 法改正等の最新の資料を配布

写真省略
(当日スライドでは表示します)



- 札幌市条例※による規制
- アスベスト飛散防止パトロール
- 事例紹介



この建物にはアスベストがないって
発注者から聞いていたから安心です。

- 発注者の情報を参考に、元請業者が責任を持って判断する義務があります。
(事前調査の不足は元請業者の責任となります。)

事例紹介



アスベスト建材の除去が終わったから
掲示板は撤去しましたよ。

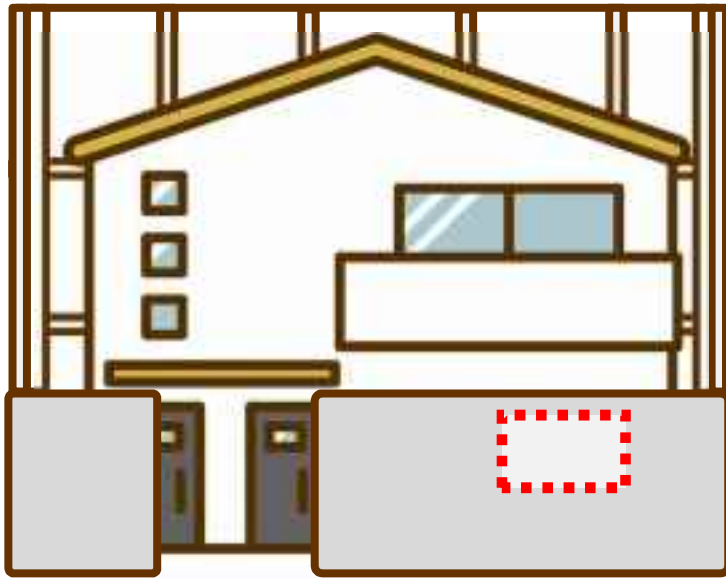
→ 解体等工事の初日から最終日まで掲示が必要



アスベスト建材がない現場だから
掲示は必要ないですね。

→ アスベスト建材の有無に関わらず掲示が必要

事例紹介



今年度に立入した253件のうち、
146件で掲示板が見当たらなかった。
(令和3年12月10日現在)

事例紹介

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ			
<p>石綿除去等に関する法律第3条第3項及び大気汚染防止法第18条の15第5項及び同法施行規則第16条の4第2号の規定により、以下のとおり、お知らせします。なお、本工事は、以下の報告・届出を行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> 石綿除去等に関する法律第4条の2及び大気汚染防止法第18条の15第6項の規定による事前調査結果の届出 労働安全衛生法第88条第3項（労働安全衛生規則第90条第5号の二）の規定による計画の届出 大気汚染防止法第18条の17第4項の規定による作業実施の届出 			
事業場の名称		発注者又は自主施工者	
届出先及び届出年月日	札幌（中央・道）労働基準監督署 札幌市環境局環境対策課	令和 年 月 日 令和 年 月 日	【氏名又は名称（法人にあっては代表者の氏名）】
調査終了年月日	令和 年 月 日		【住所】
委託者氏名	令和 年 月 日		
解体等工事期間	令和 年 月 日～令和 年 月 日		
石綿除去（特定じん除去）等作業の期間	令和 年 月 日～令和 年 月 日		元請業者（工事の施工者がつ調査者）
作業対象の石綿含有建材	<input type="checkbox"/> レベル1 <input type="checkbox"/> レベル2 <input type="checkbox"/> レベル3 <input type="checkbox"/> 石綿含有建材なし		【氏名又は名称（法人にあっては代表者の氏名）】
調査方法の概要（調査箇所）			
<input type="checkbox"/> 調査方法 <input type="checkbox"/> 普通調査 <input type="checkbox"/> 増強調査 <input type="checkbox"/> 分析調査 <input type="checkbox"/> 調査場所		【住所】	
調査結果の概要（部分と石綿含有建材（特定建築材料）の種類、場所等）		【調査責任者氏名】	
<p>※調査結果：①調査 ②統計調査 ③分析 ※材料調査者による説明 ④材料の製造年月日</p> <p>【石綿含有あり（おおよそ）】</p> <p>【石綿含有なし】</p>		<p>【石綿除去等作業者】</p> <p>【氏名又は名称（住所）】</p> <p>①事前調査・調査結果を調査し公表</p> <p>②分析結果を公表</p>	
石綿除去（特定じん除去）等作業の方法		調査者（事前調査・分析等の実施者）	
<p>石綿含有建材（特定建築材料）の処理方法</p> <p>①除去 ②取り込み ③取り込み ④その他</p> <p>①種類・型式・設置数</p> <p>②除去能力（m³/min）</p> <p>③使用するフィルターの種類</p> <p>④特定じん除去率</p> <p>⑤使用する資材及びその種類</p> <p>⑥その他の特定じん除去又は無害化処理方法</p> <p>※A）サイズ以上で表示してください。</p>		<p>【氏名又は名称（住所）】</p> <p>①事前調査・調査結果を調査し公表</p> <p>②分析結果を公表</p>	
		その他必要事項・業務等の届出年月日	



様式や記載例のデータ（Excelファイル）は札幌市ホームページからもダウンロードできます。

https://www.city.sapporo.jp/kankyo/taiki_osen/kisei/asbesto/syori.html



床はクッションフロアだからアスベストの使用はないですね。

→ クッションフロア等にもアスベストが使用されている場合があります。

写真省略
(当日スライドでは表示します)

事例紹介



散水するから、アスベスト建材ごと重機で解体しても大丈夫だね。

→ 原則、アスベスト建材は破断等せずに除去する必要があります。(大気汚染防止法施行規則 別表第7の4号等)



STOP





戸建て住宅だから煙突にアスベスト
建材はないですね

→ 石綿セメント円筒（レベル3建材）や
石綿含有煙突断熱材（レベル2建材）
が使用されていた事例もあるので、要確認です。



石綿セメント円筒

（建築物石綿含有建材調査者講習標準テキスト P2-81、P3-59より）

石綿含有煙突断熱材

ご清聴ありがとうございました。

札幌市内のアスベスト除去工事
について不明なことがあれば
お気軽にご相談ください。

札幌市環境局環境対策課

- 住所 : 札幌市中央区北1条西2丁目市役所本庁舎12階
- 電話 : 011-211-2882
- FAX : 011-218-5108
- E-mail : kankyo_taisaku@city.sapporo.jp